

# 湯川村地域防災計画の修正案に対する意見等

[令和3年10月6日]

1	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島地方気象台	
	表の掲載場所の修正		
理由等 (検討経過)	警戒地域の表が文章の途中に入っている		

2	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	長橋委員	
	「発生した「磐梯山噴火」で被害は、」という記載を「発生した「磐梯山噴火」で、被害は、」とする。		
理由等 (検討経過)	単なる読点の位置の問題です。		

3	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	三浦委員	
	「その後は水蒸気爆発の活動へと移行した」との記載を「その後は水蒸気噴火の活動へと移行した」と修正すべき。		
理由等 (検討経過)	気象庁HP「噴火に関する用語」によれば、「爆発」という用語について『現在は、原則として「噴火」で統一して使用するが、桜島や霧島山など、「爆発」の用語が地元で定着している場合には、爆発地震の有無、空振の大きさ、大きな噴石の飛散距離などの条件を満たす噴火について、「爆発」を使用することがある。』と記載されているため。		

4	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	長橋委員	
	「主なマグマ噴火は数万年前に停止して、その後は水蒸気爆発の活動へと移行した。」という記載を「最新のマグマ噴火は約1万年前であり、それ以降は水蒸気噴火の活動のみである。」とする。		
理由等 (検討経過)	マグマ噴火は停止したとは限らないし、また水蒸気噴火に移行したわけでもない。マグマ噴火は今後も起こる可能性がある。最新のマグマ噴火は正確には約9500年前である。水蒸気「爆発」は用いず、水蒸気噴火で他の火山も統一している。		

5	該当箇所	ページ	該当項目
意見等	構成機関	福島地方気象台	
	最終行 「水蒸気爆発」を「水蒸気噴火」に修正		
理由等 (検討経過)	記述の適正化		

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 噴火警報等の種類
6	意見等	構成機関	三浦委員
		(1) 以下の各項目を「福島県地域防災計画」に準じて記載すべき。	
	理由等 (検討経過)	表現の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (1) 噴火警報
7	意見等	構成機関	福島地方気象台
		本文中の「避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象」を「避難までの時間的猶予がほとんどない現象」に修正	
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (3) 磐梯山の噴火警戒レベル表
8	意見等	構成機関	湯川村
		「福島県地域防災計画」一般災害対策編 第5章 火山災害対策 第2節 火山災害予防対策に記載する「磐梯山の噴火警戒レベル」と同様とすべき。	
	理由等 (検討経過)	磐梯山の関係機関で統一すべき内容であるため。	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (3) 磐梯山の噴火警戒レベル表
9	意見等	構成機関	福島地方気象台
		レベル4のキーワードを「高齢者等避難」から「避難準備」に修正	
	理由等 (検討経過)	キーワードの変更は令和3年12月中旬を予定しているため、それより前に計画を見直す場合は、修正が必要	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (3) 磐梯山の噴火警戒レベル表
10	意見等	構成機関	福島地方気象台
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・レベル4の住民等の行動及び登山者・入山者等への対応に、「特定地域の避難等が必要」であることを追記</li> <li>・レベル3の住民等の行動及び登山者・入山者等への対応を以下の通り修正 「住民は通常の生活。登山禁止・入山規制など危険な地域への立入規制等。状況に応じて特定地域の避難、要配慮者の避難準備等が必要。」</li> </ul>	
	理由等 (検討経過)	記述の適正化（噴火警戒レベルリーフレットの表等を参照してください）	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (4) 降灰予報
11	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本文中の「発表され」を「発表し」に修正（3か所）</li> <li>・ウの本文中の「※」を削除</li> <li>・表のタイトル「降灰量段階」を「降灰量階級」に修正</li> </ul>
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (5) 火山ガス予報
12	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の通り修正 「仙台管区気象台は、居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する。」</li> </ul>
	理由等 (検討経過)	発表官署を記述	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (6) 火山の状況に関する解説情報
13	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の通り修正 「仙台管区気象台は、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。 また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、または、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。」</li> </ul>
	理由等 (検討経過)	気象庁要領等の改正等による修正	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (7)
14	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・「火山現象に関する情報等」修正</li> <li>・説明文の「火山の状況に関する解説情報降灰予報」を「火山の状況に関する解説情報、降灰予報」に修正</li> </ul>
	理由等 (検討経過)	記述の適正化	

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 1 (7) エ 噴火速報
15	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の通り修正 「(4) 噴火速報 仙台管区気象台が噴火の発生事実を迅速に発表する情報。登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表。 噴火速報は以下のような場合に発表する。</li> <li>・噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合</li> <li>・噴火警報が発表されている常時観測山において、噴火警戒レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合(※)</li> <li>・このほか、社会的な影響が大きく、噴火の発生を速やかに伝える必要があると判断した場合。</li> </ul> <p>※噴火の規模が確認できない場合は発表する。 なお、噴火の発生を確認するにあたっては気象庁が監視に活用しているデータだけでなく、関係機関からの通報等も活用する。」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の記載順を変更し、以下の通りとする</li> <li>(1) 噴火警報</li> <li>(2) 噴火予報</li> <li>(3) 噴火警戒レベル</li> <li>(4) 噴火速報</li> <li>(5) 火山の状況に関する解説情報</li> <li>(6) 降灰予報</li> <li>(7) 火山ガス予報</li> <li>(8) その他の情報等</li> </ul>
	理由等 (検討経過)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象庁要領等の改正等による修正</li> <li>・記述の適正化</li> </ul>

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 2 伝達気象官署
16	意見等	構成機関	福島地方気象台
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の通り修正 「気象庁地震火山部及び仙台管区気象台は、噴火警報等を発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。」または、「磐梯山の噴火警報等は、気象庁地震火山部及び仙台管区気象台が発表し、福島地方気象台を通じて伝達される。」</li> </ul>
	理由等 (検討経過)		降灰予報等、気象庁が発表する情報もあるため

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 3 磐梯山の噴火警報等の伝達系統
17	意見等	構成機関	福島地方気象台
			福島県の地域防災計画の伝達系統を参考に修正。
	理由等 (検討経過)		最新の状況を反映するため。

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第2節 第3 3 磐梯山の噴火警報等の伝達系統
18	意見等	構成機関	陸上自衛隊第4 4 普通科連隊
			「陸上自衛隊第4 4 普通科連隊・第6 特科連隊」を「陸上自衛隊第4 4 普通科連隊」に修正。
	理由等 (検討経過)		自衛隊として部隊改編があり、災害派遣要請受理者が第4 4 普通科連隊長に変更されたため。

	該当箇所	ページ	該当項目
			第8章 第3節 第1 火山災害応急活動体制
19	意見等	構成機関	福島地方気象台
			表中の第2 非常配備の配備時期に「噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表されたとき」を追記
	理由等 (検討経過)		噴火警報（噴火警戒レベル5）が発表された場合の体制の記述がない

※福島地方気象台からの意見については、仙台管区気象台・山形地方気象台・福島地方気象台で意見をすり合わせのうえ、当該3委員まとめた意見となっています。